利益相反管理方針

１．目的
当社は、保険業法および金融商品取引法等の関係法令ならびに当社の諸規程を遵守し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するため、本方針を定めます。

２．利益相反のおそれのある取引の定義
本方針において「利益相反のおそれのある取引」とは、当社または当社の親会社・子会社等（以下「グループ会社」といいます）が行う取引等のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのあるものをいいます。

３．利益相反のおそれのある取引の類型
利益相反のおそれのある取引は、主に以下の類型に分類されます。なお、これらはあくまで例示であり、これらに限定されるものではありません。
（1）競合・対立型
当社またはグループ会社がお客さまと対立する立場にある取引、または競合する関係にある取引。
【具体的な該当事例】
- 当社が、グループ会社（システム関連会社等）に対して、市場価格と乖離した不当に高い対価で業務委託を行い、当社の資産（保険金支払原資）を流出させる場合。

（2）対立顧客型
グループ会社のお客さまと、他のお客さまの利益が対立する取引。
【具体的な該当事例】
- 特定のグループ会社の従業員等の契約についてのみ、引受審査基準を不当に緩和する場合。

（3）情報利用型
当社またはグループ会社が、お客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して、グループ会社または他のお客さまの利益を図る取引。
【具体的な該当事例】
- 保険契約の引受けにより入手したお客さまのセンシティブ情報（健康状態、資産状況、家族構成等）を、お客さまの同意の範囲を超えて、グループ会社の営業活動に利用させる場合。

（4）影響力行使型
親会社等がその支配力を利用して、当社に対し不当な取引条件を強要する場合や、保険契約者の利益を害するような業務運営を行わせる場合。
【具体的な該当事例】
- グループ会社（システム関連会社等）への発注を親会社が指示・強要し、品質やコスト面で当社及び契約者に不利益が生じる契約を締結させる場合。

４．管理対象となる会社の範囲
利益相反管理の対象となる会社の範囲は、グループ会社（ＧＭＯインターネットグループ株式会社、ＧＭＯフィナンシャルホールディングス株式会社等）とします。

５．利益相反の管理方法
当社は、特定された利益相反のおそれのある取引について、その特性やリスクの程度に応じ、以下の方法またはその組み合わせにより適切に管理を行います。
（1）情報隔壁の設置
部門間における情報の遮断を行い、情報の不適切な流出・流入を防ぎます。
（2）取引条件・方法の変更
取引の条件または方法を変更し、公正性を確保します。

（3）取引の中止
当該取引そのものを中止します。
（4）お客さまへの開示
利益相反のおそれがあることについて、お客さまに適切に開示し、同意を得た上で取引を行います。
（5）監視・検証
独立した管理部署が、取引の状況を監視・検証します。

６．利益相反管理体制
当社は、利益相反管理を適切に行うため、以下の体制を整備します。
（1）利益相反管理統括部署の設置
コンプライアンス部門を利益相反管理統括部署とし、営業部門からの独立性を確保します。
（2）利益相反管理統括責任者の配置
利益相反管理統括責任者を配置し、社内の利益相反管理体制の構築・運用を統括させます。
（3）特定および管理のプロセス
役職員は、業務遂行において利益相反のおそれのある取引を認識した場合、速やかに利益相反管理統括部署へ報告します。統括部署は、対象取引を特定し、適切な管理方法を指示します。

７．研修・教育
当社は、全役職員に対し、本方針および利益相反管理に関する諸規程の周知徹底を図るとともに、定期的な研修を実施し、利益相反管理に対する意識向上に努めます。

８．外部委託先の管理
少額短期保険業の特性上、代理店や外部委託先を活用する場合、委託先においてお客さまの利益が不当に害されることがないよう、適切な監督を行います。

９．方針の公表および見直し
本方針は、当社のホームページ等を通じて公表します。また、法令の改正や経営環境の変化に応じ、定期的に見直しを行います。

2026年3月27日
ＧＭＯ少額短期保険株式会社